

香川県歴史博物館条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第72号

香川県歴史博物館条例の一部を改正する等の条例

(香川県歴史博物館条例の一部改正)

第1条 香川県歴史博物館条例（平成11年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県立ミュージアム条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 歴史、芸術及び民俗に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、<u>香川県立ミュージアム</u>（以下「<u>ミュージアム</u>」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 <u>ミュージアム</u>の分館として、瀬戸内海歴史民俗資料館及び香川県文化会館を置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 <u>ミュージアム</u>に、館長、学芸員その他の職員を置く。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第3条 <u>ミュージアム</u>を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 <u>ミュージアム</u>を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>ミュージアム</u>の管理に関し必要な事項を定める。</p>	<p>香川県歴史博物館条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 歴史及び民俗に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、<u>香川県歴史博物館</u>（以下「<u>博物館</u>」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 <u>博物館</u>の分館として、瀬戸内海歴史民俗資料館を置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 <u>博物館</u>に、館長、学芸員その他の職員を置く。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第3条 <u>博物館</u>を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 <u>博物館</u>を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>博物館</u>の管理に関し必要な事項は、</p>

項は、教育委員会規則で定める。

教育委員会規則で定める。

(香川県文化会館条例及び香川県文化会館協議会設置条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 香川県文化会館条例（昭和41年香川県条例第4号）
- (2) 香川県文化会館協議会設置条例（昭和41年香川県条例第5号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 公の施設の使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)～(30) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(31) 香川県立大 川体育館</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(30) 略				(31) 香川県立大 川体育館	略			<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 公の施設の使用料</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)～(30) 略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(31) 香川県立大 川体育館</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(32) 香川県文化 会館</td><td>芸能ホール</td><td>1日</td><td>51,360円を 超えない範 囲で規則で 定める額</td></tr><tr><td></td><td>会議室</td><td>1日</td><td>3,600円を 超えない範 囲で規則で 定める額</td></tr></tbody></table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(30) 略				(31) 香川県立大 川体育館	略			(32) 香川県文化 会館	芸能ホール	1日	51,360円を 超えない範 囲で規則で 定める額		会議室	1日	3,600円を 超えない範 囲で規則で 定める額
種別	区分	単位	金額																																														
1 略																																																	
2 公の施設の使用料																																																	
(1)～(30) 略																																																	
(31) 香川県立大 川体育館	略																																																
種別	区分	単位	金額																																														
1 略																																																	
2 公の施設の使用料																																																	
(1)～(30) 略																																																	
(31) 香川県立大 川体育館	略																																																
(32) 香川県文化 会館	芸能ホール	1日	51,360円を 超えない範 囲で規則で 定める額																																														
	会議室	1日	3,600円を 超えない範 囲で規則で 定める額																																														

<u>展示室 (ギャラリーを含む。)</u>	<u>1日</u>	<u>45,640円を超えない範囲で規則で定める額</u>
<u>和室 (茶室を含む。)</u>	<u>1日</u>	<u>12,200円を超えない範囲で規則で定める額</u>
<u>講習室</u>	<u>1日</u>	<u>9,300円を超えない範囲で規則で定める額</u>
<u>各室の使用面積及び範囲、各室を分割して使用する場合の使用料、午前午後その他使用時間を分割して使用する場合の使用料、冷暖房使用料並びに電気特別使用料は、別に規則で定める。</u>		
<u>附属設備、器具</u>		<u>別に規則で定める額</u>
<u>常設展示室観覧料</u>		
<u>一般</u>		
<u>個人</u>	<u>1人</u>	<u>150円</u>
<u>団体 (20人以上)</u>	<u>1人</u>	<u>120円</u>
<u>学生、高等学</u>		
<u>校生徒</u>		
<u>個人</u>	<u>1人</u>	<u>80円</u>
<u>団体 (20人以上)</u>	<u>1人</u>	<u>60円</u>
<u>中学校生徒、</u>		
<u>児童</u>		
<u>個人</u>	<u>1人</u>	<u>60円</u>
<u>団体 (20人以上)</u>	<u>1人</u>	<u>40円</u>

(33) 香川県立五 略

(32) 香川県立五 略

<p>色台少年自然センター</p> <p>(33)・(34) 略</p> <p><u>(35) 香川県立ミニージアム</u></p> <p>歴史展示室及び企画展示室の観覧料 略</p> <p>特別展示室の観覧料 <u>香川県教育委員会が別に定める額</u></p> <p>特別展示室使用料 略</p> <p>特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。</p> <p>(36) 略</p>	<p>色台少年自然センター</p> <p>(34)・(35) 略</p> <p><u>(36) 香川県歴史博物館</u></p> <p>総合展示室及び部門展示室の観覧料 略</p> <p>企画展示室使用料 略</p> <p>企画展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。</p> <p>(37) 略</p>
第2表 略	第2表 略

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であって委員等を兼</p>

別表 (第2条、第3条関係)

- 1 略
- 2 教育委員会の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県教科用図書選定審議会	略	略
香川県産業教育審議会	略	略
略		

ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。

別表 (第2条、第3条関係)

- 1 略
- 2 教育委員会の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県教科用図書選定審議会	略	略
香川県文化会館協議会	委員 日額 9,000円	委員 6級
香川県産業教育審議会	略	略
略		

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 4 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>香川県立ミュージアム</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>香川県文化会館</u></p>